

## 第36 委任

### 1 受任者の自己執行義務（新設）

#### 民法第644条の2

(1) 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

(2) 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

(改正前民法104条)

委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

(改正前民法107条)

1 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

2 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

復受任者を選任する要件として、改正前民法104条を類推適用するというのが学説上有力である。そこで、同条を踏まえて規定することになった。

また、復受任者が選任された場合の委任者との関係についても、復代理に関する改正前民法107条2項が妥当するというのが判例であることから、これを明文化した。

## 2 報酬に関する規律

### (1) 報酬の支払時期（変更）

#### 民法第648条の2

(1) 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

(2) 第634条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

(改正前民法648条)

1 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第624条第2項の規定を準用する。

3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

改正前民法648条2項は、報酬の請求時期につき、委任事務を履行した後であることを定めていた。いわゆる役務提供型の契約における役務提供の先履行を規定したものであり、他の契約でも規定されていることから（雇用につき改正前民法624条1項）、これを維持するものである。

他方、成果完成型の委任においては、なされた成果に対して報酬が支払われるという関係に立つことから、請負と同じく、成果の引渡し時（引渡しを要しないときには、その成果が完成した時）と、報酬の支払が同時履行に立つべきものといえる。

### (2) 委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権（変更）

#### 民法第648条

(1) 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

(2) 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第624条第2項の規定を準用する。

(3) 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求する

ことができる。

1 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき

2 委任が履行の途中で終了したとき

## 民法第648条の2

(1)委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

(2)第634条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

(改正前民法648条)

1 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第624条第2項の規定を準用する。

3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

改正後民法第648条3項は、改正前648条3項を実質的に維持するとともに、委任が履行の途中で終了したときにも、履行の割合による報酬請求を認めるものである。

民法第648条の2、2項は、成果完成型の委任契約において、請負において今回の改正により、仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権が新設されたことと平仄を合わせるため、準用されることになったものである。

## 3 委任契約の任意解除権（変更）

### 民法第651条

(1)委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

(2)前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

1 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

2 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。

(改正前民法651条)

1 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

まず、第1項により、委任契約の解除については、委任者・受任者を問わず、かつ理由を問わず、いつでも委任契約を解除することができる。

次に、第2項但し書きにより、相手方に対する損害賠償については、受任者・委任者を問わず、やむを得ない事由があるときは、委任契約の解除に伴って相手方に発生した損害の賠償義務を負わない。

そして、やむを得ない事由がない場合であっても、各号のいずれにも該当しないときには、解除した当事者は、それに伴って相手方に発生した損害の賠償義務を負わない。

(1) 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任を解除したとき

これは例えば、契約が解除された時点で、委任者が遅滞なく他人にその事務処理を委任するのが困難な時期をいう。

(2) 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき

これは例えば、債務者が第三者に対して有する債権について、債権者が債務者から委託を受けて、回収した金額を債権者の債務者に対して有する債権の弁済に充てることを約束した場合を指す。単に、専ら報酬を得ることによるものを除くことが明示されている。